

会 議 録

会議の名称	平成27年度第2回東村山市緑化審議会				
開催日時	平成28年2月3日(水) 午後2時30分から午後5時				
開催場所	東村山市役所本庁舎3階庁議室				
出席者 及び欠席者	<p>●出席者：</p> <p>(委員) 福嶋司会長・肥沼和夫職務代理・蜂屋健次委員・伊藤真一委員・さとう直子委員・白石えつ子委員・久野一彦委員・増田勝義委員・久野稔晃委員・小嶋博司委員・島崎喜美子委員・金田一弘明委員</p> <p>(市事務局) 野崎まちづくり部長・肥沼まちづくり部次長・炭山みどり公園課長・有山みどり公園課長補佐・並木主任・新井主事</p> <p>●欠席者：なし</p>				
傍聴の可否	可	傍聴不可 の場合は その理由	/	傍聴者 数	0名
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 現地視察</p> <p>3 挨拶</p> <p>4 議事</p> <p>(1) 緑地保護区域の管理状況について</p> <p>(2) 公共の緑の植生管理のガイドライン(案)について</p> <p>(3) その他</p> <p>5 閉会</p>				
問い合わせ先	<p>まちづくり部みどり公園課みどりの係</p> <p>担当者名 有山、並木、新井</p> <p>電話番号 042-393-5111(内線2742)</p> <p>ファックス番号 042-393-6846</p>				
会 議 経 過					
<p>1 みどりと公園課長開会</p> <p>2 現地視察</p> <p>3 まちづくり部長挨拶</p> <p>4 議事</p>					

○事務局

それでは、定刻になりましたので、平成27年度第2回東村山市緑化審議会を開会させていただきます。

初めに、本日の予定をご案内いたします。

本日は、既にご案内のとおり、初めに現地視察を行わせていただきます。視察場所は、清瀬市の下清戸道東特別緑地保全地区でございます。こちらは、萌芽更新作業による樹木の若返り・更新を図り、将来的に「武蔵野の雑木林」の再生を目指した取り組みを行っている事例でございます。先だって、会長よりご紹介いただき、事務局にて、萌芽更新に伴う作業を経験させていただきました。本日はそちらをご覧いただきたいと存じます。

(現地視察)

○事務局

再開いたします。

議事先立ち、まちづくり部長よりご挨拶させていただきます。

○事務局

現地視察大変お疲れ様でした。清瀬市の雑木林をご視察いただきましたが、本日は、公共の緑の植生管理のガイドライン(案)ができ上がりましたので、ご意見をいただきたいと存じます。

このガイドラインは、緑化審議会からいただいた答申の内容を踏まえ、市内の雑木林の維持管理を今後どのようにしていくか、あるいは、学校、街路樹、公園等のそれぞれの緑について、今後どのような管理を行っていくかの指針になるものでございます。後ほど取り組みの内容を申し上げますので、ご意見をいただければと存じます。どうぞよろしくお願いたします。

○会長

それでは、議事に入ります。

初めに、緑地保護区域の管理状況について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

お手元の資料1、緑地保護区域一覧表をご覧ください。緑地保護区域につきましては、平成28年1月1日現在、33区域となっております。平成27年1月1日からの経過状況をご報告いたしますと、解除が2件となっております。内訳につきましては、東京都の緑地保全地域に指定されており、東京都の用地買収により緑地保護区域の指定を解除したものが1件。それから、所有者の高齢に伴い、管理不能を理由に解除となったものの2件

となっております。

続きまして、緑地保護区域の管理状況でございます。

こちらにつきましては、全33区域の中から5箇所を抽出し、写真と地図を載せたものを資料2-①から⑤としてお配りさせていただきました。資料2-①は、竹林が主体となっているもの、資料2-②は、常緑樹が主体となっている緑地でございます。こちらの2箇所につきましては、昨年までの審議会でもご報告させていただいておりますとおり、所有者にお伝えはしておりますが、常緑あるいは竹林の状況がなかなか改善されていないところでございます。

次に、資料2-③、④、⑤につきましては、クヌギ等の落葉広葉樹を主体とした雑木林となっており、下草刈りが行われ、周囲への越境等もなく、適正に管理されている状況ということでご紹介させていただきました。

なお、その他の緑地につきましても確認させていただき、概ね適正に管理されている状況でございます。

緑地保護区域に指定されている場所につきましては、固定資産税の減免対象となっております。減免につきましては、適正に管理されているものは100%減免となっており、先ほど申し上げました資料2-①、②の2箇所につきましては、管理の状況が改善されないということもありますので、こちらにつきましては、減免割合を90%ということで減免手続きに入らせていただければと思います。よろしく願いいたします。

○会長

ありがとうございました。

毎年、現地確認の結果を報告していただいております。今日提示された最初の資料2-①と②に関しては、税金を10%課税するということです。

昨年も同じ場所ですか。

○事務局

はい。

○会長

この議題の一番のポイントかと思うのですが、他の場所の写真も見ていただくと、雑木林の管理というのは、利用することで管理されてきたのが真のスタイルなので、③以降のような形になると思います。しかし、木が大きくなり過ぎているという問題も認識しておかなければならないと思います。また、適正な管理ということがどのようなことかという議論も考えなければなりません。このような状況を改善するために、先ほど現地視察したような管理方法も考えていかなければならないと思います。

本日ここで議論しなければならないのは、資料2-①、②の2箇所について、昨年と同様に10%の課税をするということに関してですが、ご意見等ございませんか。

○委員

公平性からしてもやむを得ないと思いますので、提案どおりでよろしいかと思います。

○委員

確認ですが、前年に引き続き課税となる場所ですか。

○事務局

はい。

○委員

これに対し、所有者の方とトラブル等はありませんか。

○事務局

減免に関する苦情等はございません。

○委員

所有者以外の方、周辺を通られる市民の方からいかなるものかといったような声はありますか。

○会長

税金という話もありますが、周囲の方に対する環境としての管理というものは、これからも考えていかなければなりません、話が進まない状況にあるということですか。

○委員

課税しても改善されないのですね。このままでは課税対象になるけれども、景観としては変わらないのですね。

○事務局

緑地としての形態は変わりません。竹林の方は、雪の際などは道路側に出してしまう関係があり、これまでもお伝えさせていただいております。常緑の方も、藪の状態に近くなっているため、改善してほしい旨のご連絡があった場合は、お伝えさせていただいておりますが、なかなか目に見える形での改善に至っていないというのが今の課題です。

○会長

わかりました。

それでは、提案どおりに取り扱うということよろしいでしょうか。

(全委員賛同)

○会長

次に、公共の緑の植生管理のガイドライン(案)について、事務局より説明をお願いし

ます。

#### ○事務局

それでは、ご説明させていただきます。

緑化審議会からの答申を踏まえ、昨年度においては公共の樹木の基礎調査を実施いたしました。今年度は引き続き、詳細調査、毎木調査を行い、「公共の緑の植生管理のガイドライン（案）」を作成いたしました。

今後のスケジュールといたしましては、2月10日から2月29日までパブリックコメントの実施を予定しております。

本日は、このガイドライン（案）の内容につきましてご報告させていただきます。

初めに、1ページをご覧ください。

ガイドラインの概要ということで、これまでの取り組みが記載されております。ポイントだけご案内させていただきます。中ほどから少し下のところ、平成25年12月16日に「公共の緑の植生管理のあり方について」を東村山市緑化審議会に諮問いたしました。現地視察を含め活発にご審議いただき、平成26年9月17日に答申をいただきました。この答申を踏まえた第一歩として、平成26年から平成27年にかけて、公共の緑の現状を把握するための調査を実施し、その調査結果に基づき、この答申内容の具現化を図ったということで、公共の緑の植生管理のガイドラインを策定いたしました。

次に、2ページでございます。

2ページでは、今回策定したガイドラインの目的を記載してあります。東村山市の公共の緑地（公共緑地、都市公園、学校、街路樹、用水）にある豊かな緑を貴重な財産として残していくためには、樹林や樹木の現状や立地環境に応じた緑地の維持管理を計画的に実施していくことが重要であり、それぞれの施設で管理計画や方法を定めるための導（しるべ）となるよう、立地・環境・樹種の現状を踏まえた目指すべき姿を定め、その目標に向けた管理を行う指針として、ガイドラインを作成いたしました。

策定の基本的な考え方ということでは、大きく1点目が、緑地が有する様々な機能を活かす取り組みの必要性、緑地の置かれた空間の特性に応じた取り組みの必要性、樹木の育成段階に応じた取り組みの必要性の3点を意識し、緑を育成・管理する方策の提示を目指して作成しております。

例えば、雑木林であれば、自然豊かな景色を与えてくれる機能があり、様々な生き物が生息する空間としての機能を有している。公園の樹木であれば、入口付近では庭園的な修景美が求められ、外周部の樹林では生活空間から遮断する機能、災害時の延焼遮断帯としての機能を有している。小中学校の校庭の樹木については、環境教育の資源として重要で

あり、鉄道近くの校庭では、防音林としての機能が求められる。また、地域住民の生活の場の近くにあるため、延焼遮断帯としての機能が期待されております。

それから、緑地の置かれた空間の特性に応じた取り組みの必要性では、高さも枝の広がりも問題なく伸ばせる雑木林や大規模公園などに生息しているものもあれば、学校、小規模公園、街路樹などのように、建物に近いため枝を広げられない場所にあるもの、電線があるため高さを伸ばせない場所にあるものなど、様々な制約条件があります。

3点目の、樹木の育成段階に応じた取り組みの必要性では、樹木管理の目的は、成長させ、成熟を図り、機能を発揮し維持すること。緑地は、育成等の管理を受けながら徐々に機能を発揮し始め、完成期を経て、老化・衰退期に向かうということでございます。樹木がどの段階の成長期にあるのかを十分に認識し、その段階に応じた取り組みが必要となっております。

次の4ページは、ガイドラインの構成でございます。

1章のガイドラインの概要から、9章の解説資料までの構成となっております。

次に、5ページは現地調査の概要でございます。

平成26年度については、樹種、直径、樹高を主体とした基礎調査を実施しました。また、平成27年度につきましては、樹形の状況、樹木健康度を主体とした詳細調査を実施いたしました。

調査対象とした緑地としましては、公共緑地が2箇所、都市公園5箇所、野火止用水、街路樹4箇所、小学校、中学校につきましては全校を調査対象としております。なお、次の6ページに、調査対象とした緑地の位置図を掲載しております。

次の7ページは、調査の内容でございます。

調査樹木の本数につきましては、合計で5,160本の毎木調査を行っております。内訳については記載のとおりでございます。

下の表は、調査の項目・内容を列記しております。樹形については、4タイプに区分しており、自然樹形として、剪定が加えられていない自然なもの。自然相似樹形として、すかし剪定等健全な管理がなされているもの。それから、強剪定という言い方もありますけれども、様々な条件の中でやむを得ず強剪定を行っている場所もあるのですが、わかりやすい表現として、ぶつ切り樹形という表現をさせていただいております。乱暴な剪定で樹形が乱れているもの。それから、仕立て樹形として、学校の入り口等で美観配慮し整形されているものの4タイプでございます。

次に、樹木健康度については、枝葉の量、枯損部分、葉の異常、樹木の傾斜、枝の異常、幹の異常、根株の異常、根系の異常の8項目について調査を行いました。調査結果に

については、樹木健康度として「健全」（問題はない）、「問題あり」（葉量と大きさの活力低下、枝や幹の腐朽・キノコの外観不良の問題がある）、「悪い」（枯死の恐れがある）の大きく3段階で評価を行っております。

続きまして、8ページをご覧ください。

ここからは、植生管理の基本方針を定めております。

初めに、大径木につきましては、安全確保や近傍に構造物があるなど、強剪定をしなければならない場合もありますけれども、不必要な強剪定にならないよう、すかし剪定を推奨し、樹木本来の樹形を保つことを基本方針としています。恐れ入りますが、時間の関係もございますので、公共緑地、都市公園、野火止用水、街路樹、学校につきましては、後ほどご覧いただければと存じます。

次に、19ページをご覧ください。

こちらは、緑地に求められる機能を定めております。

初めに、緑地が有する機能として、環境保全機能、レクリエーション機能、防災機能、景観形成機能の大きく4つに分けて記載してあります。

次に、20ページからは、東村山市の緑地が有する機能として、先の4つの機能に分け、示しております。21ページから32ページにかけては、それぞれの目標像、機能とその要件を項目ごとに記載しております。

次に、33ページをご覧ください。

ここからは、緑地の現状ということで、今回の調査結果を記載しております。

上段の棒グラフが各ゾーンでの樹形の状況となっており、自然樹形を薄いピンク色、自然相似樹形を少し濃いピンク色、ぶつ切り樹形を赤色、仕立て樹形を緑色で表しています。公共緑地、都市公園、用水、街路樹、学校、それぞれのゾーンごとに調査結果の状況を示しており、グラフの上段には樹木の合計本数を記載しております。

傾向を見ますと、公共緑地については、自然樹形が比較的多くなっており、街路樹については、特に狭い空間にある街路樹では、ぶつ切り樹形が多くなっております。学校については赤色もありますが、入り口付近については仕立て樹形となっております。

次に、下段のグラフでは、各ゾーンでの樹木健康度の状況を示しており、上段のグラフと同様に、公共緑地から学校まで「健全」、「問題あり」、「悪い」の3つに分けて記載しております。

上段と下段のグラフを比較しますと、ぶつ切り樹形で管理されているゾーンと、樹木健康度が健全でないゾーンが比較的一致している傾向が見受けられます。このため、樹形から想定される剪定方法により健康度に影響していることがわかります。

お手元にご覧いただけますA4横書きの地図をご覧ください。こちらは、今回調査した化成小学校の樹木の位置図でございます。調査に当たっては、このような形でそれぞれ樹木の場所に印をつけ、健全、異常あり、枯死ということで色分けをしてあります。こちらは平成26年度の基礎調査の段階で調査した結果でございます。これを受け、平成27年度では詳細調査をしておりますので、3月末をめどに細かいシートについて調整を図っていくところでございます。

次に、35ページをご覧ください。

ここからは、緑地タイプごとの課題と対策を記載しております。公共緑地が35ページから38ページ、都市公園が39ページから42ページ、用水が43ページから45ページ、街路樹が46ページから49ページ、学校が50ページから55ページに記載してございます。

次に、63ページをご覧ください。

こちらは、それぞれの課題と対策を踏まえた中でのアクションプランを記載しております。指針として、今後の緑地管理をどのように行っていくかを表形式でまとめてあります。今回の調査結果に基づき早期に対応しなければならないものとしては、①今回の現地調査のところで危険木の除去を挙げております。また、②追跡調査、③施設管理者による管理作業、④専門業者による管理作業では、早期にやらなければならないもの、概ね5年から10年以内にやらなければならないものという区分をしております。

次の64ページでは、緑地管理のための個別プランということで、①樹木の更新として公共緑地の関係、②樹木の更新・樹種変更の検討としてソメイヨシノ（すでに高齢化のもの）、③樹種変更の検討としてケヤキということで、こちらについては、更新計画の立案を早期に行い、この更新計画に基づいて概ね5年から10年以内に萌芽更新・補植、苗木の育成等を行っていくよう記載しております。

次の65ページ以降は、解説資料としており、わかりやすい表現を用いております。例えば、剪定の技術については、剪定に関する技術的な事項に関する資料を69ページに添付しております。また、72ページでは、強剪定の影響ということで、強剪定を行うと何が問題になるかという内容を、絵柄を交えて記載しております。

次の76ページからは、用語の解説ということで、ガイドラインの中で用いた用語の意味をそれぞれ記載しております。

最後に、こちらのガイドラインにつきましては、3月末を目途に策定し、来年度以降、各施設管理者、施設管理の所管に説明を行いたいと考えております。



## ○会長

ありがとうございました。

公共の緑の植生管理のガイドラインの位置づけですが、1ページに書いてあるように、東村山市緑の保護と育成に関する条例や東村山市第4次総合計画、東村山市みどりの基本計画2011の中でも、みどりを大切に守っていこうということが触れられておりますけれども、現実的にどのようにしていくかということが示されていなかった。それで、前期の審議会に諮問され、みどりはこうあるべきではないかという内容の答申をした。それはある意味では、大きな基本の計画を、より詳しく見ていくという答申です。

今度は、このガイドラインは具体的にどうしていくか、もう少し絞り込んだ内容になっているのがこのガイドラインの位置づけです。

策定に当たっては、いろいろと調査をされてきたわけですが、今日見てきた雑木林、あちらも萌芽更新をやろうという形で行った。このガイドラインでは、41ページに記載のある、コナラの高齢化、将来像といったあたりが該当するのではないかと考えております。バックデータがしっかりしているので、まずは、わかりやすいようにということ。市民の方、あるいは、庁内の方にとどのように考える必要があるかを示すそのものなので、このような形でもよいのではないかと個人的には感じております。

今日初めてご覧になられたとは思いますが、感想を含め何かご意見等ございませんでしょうか。

## ○委員

具体的に年数等の記載があり心強いのですが、予算の関係上なかなか厳しいのかなという思いもあります。5年、10年以内にと記載がありますけれども、例えば、サクラの木に関しても近い将来寿命を迎えると。以前会長と一緒に見たサクラに関しても、すぐにでも植えかえ等を考えていかなければいけないと。

5年、10年というスパンで市内のサクラの木をどの程度植えかえができるのかを考えていく中では、漠然と全部をやりますということではなく、一つの例として、まずは、さくら通りのサクラからどのようにやっていくかを見てもらい、これでよいのかを判断してもらい、徐々に広めていくやり方もあるのではないかと考えています。

漠然と年数を掲げるのではなく、目に見える形で進められたらいいなという思いがあります。やはり、市の中心部から行っていく作業ですので、まずは先例として、市民の納得を得られるような、見本となる更新をしていただければと思います。具体的に書いていただいているのはすごくありがたいので、予算が大きいので、議員としてしっかり協力できるように努めたいと思います。

○会長

ありがとうございました。

今、大事なご指摘をいただいたと思います。いつやるのかというスケールと、どこをやるのかというスケールをうまく調整して動かしていかないと、一般論で終わってしまっは意味がないので、そのご指摘をいただきました。

ほかにはいかがでしょうか。

○委員

今日、現地を見る機会をいただいて、この内容も、今自分が行っている公園再生の活動に役に立つ情報ではあるのですが、今日見て木がわからない。これが何の木で、どのように仕立てたらよいかというのがわからない。木の種類がわかれば、仕立て方法等を調べていくやり方もあるかとは思いますが、いつもそこでつまずいてしまう。

詳しい方がいらっしゃれば、そのときに、例えば、伐採するのであれば、この木を伐採目標としてマーキングしていけるのですが、今まではそのやり方がわからなかった。また、残す木がどれなのかがわからないところがあった。今日見たけれども覚え切れないので、何か参考になるものが欲しいです。そうすると、おそらく、市民のレベルでも見方が変わってくる部分があるのかなと思います。

自分が行っているのは、市民が皆で参加してという意味ではとてもいい効果を有していると思うのですが、日々の中で、例えば、変な話ですが、抜いてしまったりですとか、傷めてしまったりという部分があるのかなと、今日見ていて怖いと思ったところです。

○会長

植物の名前を知っている人から見れば当たり前のことだけれども、市民の方はなかなかわからないかもしれません。例えば、市独自の図鑑などをつくるのも面白いですね。市民の中にも植物に詳しい方がたくさんいらっしゃると思うので、そのような方と協力して動いていくというやり方もあると思います。または、勉強する機会を設けるというやり方もあると思います。植物の名前だけがわかってもしょうがないので、なぜその場所になければならないのかなどのバックグラウンドをきちんと説明して、納得していただく努力も必要だと思います。

○事務局

ガイドラインの64ページに個別プランを記載しており、早期にという部分の中に更新計画の立案とあります。表の下では、萌芽更新等の樹木の更新作業、更新計画を早期に立てるという内容となっておりますので、この計画を立てる中で、何らかの工夫を図ることができればと考えております。

○会長

可能であれば立ち会ってご説明しても構いません。関心を持つ方がきちんと納得できるような機会をつくることができれば、今度はその方たちが市の代理となって、他の方に伝えていくことができるかもしれません。そのような取り組みもあるかもしれませんね。

ほかにございませんでしょうか。

○委員

大変良くできていてありがたいと思います。最後に作成者という記載がありますが、通常、作成者は市になるのではないかと思いますので、精査していただければと思います。また、会長にはこの案件に大いに携わっていただきましたので、監督や監修ということで名前を載せられるように研究していただければと思います。

○会長

大事なお指摘ですね。これは誰に見せるかという、市民、あるいは、庁内の方に見せるわけです。担当部局がこのようにやっていきますと、極端に言えば、市長がこのようにやっていきますと提示していることになるので、最後はあくまでも東村山市、担当課になると思いますので、もう一度整理していただければと思います。

○事務局

今回のガイドライン策定に当たっては、調査だけでなく、作成についても会長にご尽力いただき、現地調査も同行していただきました。また、委託会社においても専門的な見地で携わっていただきましたので、感謝いたしております。ご指摘いただいた点は再度整理してまいりたいと思います。

○会長

ほかにございせんか。

○委員

まだ全て読めていないので見落としがあるかもしれませんが、いわゆる、市民のかかわり方という点が非常に大事だと思います。読ませていただいた限りでは、科学的、技術的な専門知識や、プロの目から見た植生管理の技法が中心に書かれていたと思いますが、これを実際に運用する際には、さきほど委員がおっしゃられたように、予算の関係もありますし、それとともに大事な点が、その植生のそばに住んでいる住民の方たちが管理にどのように関わるかという意識の部分が非常に大切だと思います。

今申し上げたことは、このガイドラインに書くような内容ではないのかもしれませんが、実際運用していく中では非常に重要なポイントとなってくるので、今、交通安全や防災、防犯、公園のボランティアにおいても、市民が関わらなければできないことばか

りです。私は、植生管理も同様と考えまして、この中に盛り込むかどうかは別として、もちろん所管はそのような意識をお持ちかと思いますが、運用の部分ではこの視点を大事にしていいただければと思います。

○事務局

今、いろいろな緑地でボランティアの方々にご活動いただいております。今回のこのガイドラインは、緑をどうしていくかという植生管理に焦点を当て、市がやるにしても、ボランティアの方がやるにしても、同じ方向を向いて先々の緑を創っていけるようにという視点で作成いたしましたので、それぞれの役割については、あえて割愛をさせていただいておりますので、ご理解いただければと存じます。

○会長

ほかにございせんか。

○委員

特に市内の街路樹で多いのが、サクラ、ケヤキ、ハナミズキですね。今後、このガイドラインに沿って進めていくとなると、ケヤキはどのようにしたらよいのか。例えば、サクラですと、寿命に近いものもありますので、植え替えたほうがいいのか。また、ハナミズキですと、ところどころに弱った木や枯れている木も見られますので、ガイドラインの先には、具体的な検討も必要になってくるのかなと思います。

○会長

おっしゃるとおりですね。このガイドラインは、全体を見たときに、このような方向でいきますという内容なので、個々の場所ごとに検討が必要になると思います。その段階では、おそらく、市民の方や周囲の方が参画するようになるのでしょう。

サクラについてお話しすると、サクラは嫌地現象があるので、同じ場所に植えられません。同じサクラを植えるのであれば、土を入れ替えないと駄目です。なので、そのようなことも考えて、ただ単に弱ったサクラを植え替えばいいという話ではないので、どの場所にどのように植え替えるのか、どれくらい大きいところに植えるのか、樹種を変えるのかを考える必要があります。

この時期に咲いているフユザクラや、街路樹として支障の少ない背の低いものは、花が少なく、やはりソメイヨシノの良さは、たくさん花が咲くということで、それが一つの特徴でもあります。

ソメイヨシノが適しているところはソメイヨシノを、ソメイヨシノでなくてもいいところはほかの樹種でもいいと思いますが、今問題なのは、多くの場所でソメイヨシノが同じ時期に植えられているために、同じように弱ってしまっているということ。場所の問題、

樹種の問題、年齢の問題というようなものを細かくチェックしていかないと、強剪定が繰り返される状況になるかもしれません。

今後は、ガイドラインができるので、この場所ではどの樹種を植栽するのかという次のステップで具体的に考えていかればいいですね。

ほかに何かございませんか。

(発言する者なし)

○会長

今日初めてご覧になられた方も多いので、2月29日までパブリックコメントを行っていますので、気づいた点があればご意見をいただき、さらにいいものをつくっていただけると思います。

それでは、次に、その他として事務局よりお願いします。

○事務局

今回の第3回東村山市緑化審議会につきましては、3月28日（月）の午後を予定しております。後日ご案内をお送りさせていただきますので、ご予定をよろしく願いいたします。次回は、パブリックコメントでいただいた意見について、ご報告させていただきたいと思っております。

その他、現地視察についてですが、次回はいかがいたしましょうか。

○会長

現地はたくさん見た方がいいと思いますが、どのような観点で見るとのことです。街路樹、公園、学校とありますが、いかがでしょうか。

○事務局

今回、ガイドラインの中でも、基本方針として、それぞれの機能と役割をまとめ、課題と対策として盛り込んでおりますので、そのような視点でご覧いただければと思います。

○委員

サクラはいかがですか。

○会長

では、久米川駅や東村山駅前の街路樹のサクラを視察するというところでどうでしょう。実際に見るとよくわかると思います。

○事務局

それでは、次回も視察するという事で調整させていただきます。

続きまして、最後にマイナンバーの関係でございます。委員報酬の関係で、マイナンバーを確認させていただく必要がある旨の連絡がきております。時期が参りましたら、別途

ご案内をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○会長

本日の議題は以上となりますが、委員の方から質問等はありませんか。

(発言する者なし)

○会長

それでは、以上で第2回の東村山市緑化審議会を閉会いたします。

6 閉会